

3-40「第四〇章 差額地代の第二形態」

「第四〇章」のテーマは、「それぞれ生産性の違う諸資本量が次々に同じ地所に投下される場合と、それらの資本量が相並んで別々の地所に投下される場合とでは、ただ結果は同じだということだけを前提して、二つの場合のあいだになにか区別がありうるであろうか？」(P868)という問題意識をもとに論究されています。

「第四〇章」の抜粋

「超過利潤の形成が経営資本の大きさによって規定されているかぎりでは、ある程度の大きさの経営資本のもとでの地代の高さがその国の平均地代に加算され、したがって、新たな借地農業者は同じように集約的な仕方でも耕作を続けるのに十分な資本を自由に処分できるということを要求されるのである。」(P870)

差額地代Ⅱを考察するに当たって、明らかにしておくべき諸点

「**第一に**。差額地代Ⅱの基礎も、その出発点も、ただ歴史的にだけではなく、それぞれの与えられた時点におけるその運動に関するかぎりでも、差額地代Ⅰである。」(P870)

「**第二に**。形態Ⅱの差額地代では、豊度の相違のほか、借地農業者たちのあいだの資本(および信用能力)の配分の相違が加わってくる。」

差額地代Ⅱの場合の超過利潤の形成

「差額地代Ⅱはただ差額地代Ⅰの別の表現にすぎないもので、事実上はⅠと一致するものだけということである。……どちらの場合にも、投資額は等しいのに土地が違った豊度を示すのであって、ただ、Ⅱではいくつかの部分に分かれて次々に投下されて行く一つの資本のために同じ土地がすることを、Ⅰではいろいろな土地種類が、社会的資本のうちからそれぞれの土地種類に投下される等量の諸部分のためにするだけのことである。」(P873)

P877 にリカードの地代論のコメントあり。

差額地代ⅠとⅡとの本質的な相違

「生産価格が同じままであり、また差額も同じままであるならば、差額地代Ⅰでは地代総額とともに一エーカー当たりの平均地代または資本当たりの平均地代率も増大することができる。しかし、平均はただ抽象でしかない。一エーカー当たりまたは資本当たりで計算した現実の地代の高は、ここでは同じままである。

これに反して、(差額地代Ⅱでは、——青山)同じ前提のもとで、投下資本について計算した地代率は同じままでも、一エーカー当たりで計算した地代の高は増大することができる。」(P879-80)

「(差額地代Ⅱでは、——青山)生産価格が同じままであり、利潤率が同じままであり、豊度の差が同じままであっても(したがってまた資本にたいして計算された超過利潤または地代の率も同じままであっても)、一エーカー当たりの生産物地代および貨幣地代の高さ、したがってまた土地価格は上がることもありうるのである。」(P881)

「第四〇章」の要約と留意すべき点

「第四〇章」の要約

それぞれ生産性の違う諸資本量が次々に同じ地所に投下される場合(差額地代Ⅱ)と、それらの資本量が相並んで別々の地所に投下される場合(差額地代Ⅰ)とでは、生産価格が同じままであり、また差額も同じままであるならば、差額地代Ⅰでは一エーカー当たりまた

は資本当たりで計算した現実の地代の高さは、同じままであるが、差額地代Ⅱでは、同じ前提のもとで、投下資本について計算した地代率は同じままでも、一エーカー当たりで計算した地代の高は増大することができる。

そして、差額地代Ⅱでは、豊度の相違のほかに、借地農業者たちのあいだの資本(および信用能力)の配分の相違が加わってくる。したがって、超過利潤の形成が経営資本の大きさによって規定されているかぎりでは、ある程度の大きさの経営資本のもとの地代の高さがその国の平均地代に加算され、したがって、新たな借地農業者は同じように集約的な仕方での耕作を続けるのに十分な資本を自由に処分できるということを要求される。

留意すべき点

土地利用の高度化は地代と地価の上昇をもたらす。